

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 商業施設等復興整備事業

(平成25年度補正予算30億円)
(平成27年度予算60億円)

の概要

<目的>

- 津波による甚大な被害を受けた地域(被災3県沿岸)や原子力災害に伴う避難指示解除区域等において、速やかな住民帰還や雇用創出に資する企業立地を進めるためには、住民生活を支える商店街機能の回復が必要。
- また、仮設店舗等で営業を再開した被災事業者の本設移行先での経営の持続性の高い事業環境を提供することも復興の本格化のため不可欠。
- このため、まちづくり会社、自治体等による商業施設等の整備を支援することで、被災地域の商店街の再建を図るとともに、まちににぎわいを取り戻し、住民の早期帰還、生業・雇用の場の再生、復興の加速を図る。

<概要>

(1)対象地域

○岩手県、宮城県、福島県の沿岸市町村及び原子力災害に伴う避難指示解除区域等※

※避難指示解除準備区域、居住制限区域及び避難指示が解除された区域(旧緊急時避難準備区域等)をいう。

(2)対象事業

①被災自治体が策定し、内閣総理大臣認定を受けた「まちなか再生計画」に基づき、まちづくり会社等が行う商業施設※¹及び付帯施設・設備の整備
補助対象経費・補助率

商業施設及び付帯施設、設備の整備に要する費用(土地の取得に要する費用を除く。)に対し、

- ・避難指示解除区域等: 3/4
- ・その他の地域: 被災中小企業※²分3/4、中小企業分2/3、その他分1/2

②避難指示解除区域等においては、自治体による施設整備も対象。

補助対象経費・補助率

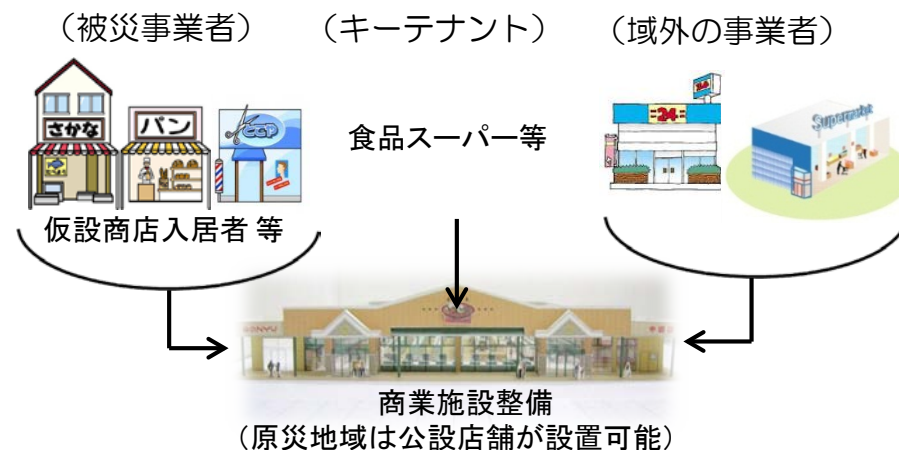
商業施設及び付帯施設、設備の整備に要する費用に対し3/4

補助(定額)

補助(3/4、2/3、1/2)

国 → 基金管理人 → まちづくり会社等、自治体※

※避難指示解除区域等に限る。



※1 商業施設等の要件

- ①大企業が入居する店舗面積割合が1/2未満。
- ②入居事業者のうち、被災中小企業者の数が1/2以上。ただし、地域の被災状況及び当該施設の地域の復興における重要性に鑑み、上記2要件が満たされない場合は、

・事業実施主体等が入居テナントの公募、又は被災中小企業者の入居意向調査を行うこと。

※2 既に公的補助を受けて施設を復旧した者を除く。